

水道料金と下水道使用料の一括請求が始まります

北栄町では、これまで『水道料金』と『下水道使用料』のお支払いや口座振替手続きを別々をお願いしてまいりました。（※『下水道使用料』には、農業集落排水使用料、合併浄化槽使用料を含みます）

このたび、町民のみなさまの利便性の向上を目的に、平成 29 年 11 月に検針する料金（12 月分）から、これまで別々に請求していた水道料金と下水道使用料を合わせ『上下水道料金』として一括請求に変わります。

【対象となる方】 町の上水道及び下水道（農業集落排水・合併浄化槽含む）を利用している方

【納入方法及び納期限】

平成 29 年 11 月検針分からは、上下水道料金として請求させていただきます。現在の水道料金の納入方法で、納入していただくことになります。

納期限につきましては、これまで「月末」となっていますが、「25日」に変更になります。

※振替日が金融機関休業日のときは、翌営業日となります。

【使用者名義等】

使用者の名義、請求先や電話番号も水道料金に登録されている内容に統一いたしますのでご了承ください。

◎ 統一の例

納入方法

	10、11 月請求分まで (8、9 月使用分)	12 月請求分から (10、11 月使用分)
水道料金	〇〇銀行	〇〇銀行
下水道使用料	納入通知書	

使用名義

	10、11 月請求分まで (8、9 月使用分)	12 月請求分から (10、11 月使用分)
	北栄 太郎	北栄 太郎
	北栄 花子	

一般的な家庭使用量（6 1 m³）の世帯の場合【基本料金+超過料金】の例

	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月
検針月（2か月検針）	9月中旬以降		11月中旬以降		1月中旬以降		3月中旬以降	
水道料金	9,455円		9,455円					
下水道使用料		11,777円		11,777円				
上下水道料金					10,804円 (上水 4,811円) (下水 5,993円)	10,427円 (上水 4,644円) (下水 5,783円)	10,804円 (上水 4,811円) (下水 5,993円)	10,427円 (上水 4,644円) (下水 5,783円)
納付期限	月末	月末	月末	月末	31m ³ 25日	30m ³ 25日	31m ³ 25日	30m ³ 25日

11月中旬以降の検針分のご請求は、12月と1月に「上下水道料金」として2分の1の額をご請求します。

納期限は、「月末」から「毎月25日」に変更します。

端数のある場合は、偶数月にご請求します。